

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 29 日現在

機関番号：24302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780340

研究課題名(和文)知的障害者地域生活支援のための重度訪問介護の活用に関する調査研究

研究課題名(英文) Research about the application of severe home-visit care for Independent Living support of person with Learning difficulty.

研究代表者

中根 成寿 (NAKANE, Naruhisa)

京都府立大学・公共政策学部・准教授

研究者番号：40425038

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は以下の研究課題を実施した。2013年度利用率調査(2013利用率調査)、2015年度利用率調査(2015利用率調査)、である。の調査において、障害者総合支援法の地域系サービスのうち通所系サービス(生活介護、就労継続支援、共同生活援助)の利用率(支給決定時間に対する請求時間の割合)は全国平均で80%～70%だったのに対して、居宅系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護)の利用率は40%～60%であった。これは年次をずらしたの調査でも概ね同じ比率であった。またで実施した重度訪問介護の対象拡大者は調査対象自治体においては利用者全体の2%～7%程度であることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This study carried out the following two research themes. There are research of 2013 availability investigation and research of 2015 availability investigation.

In research of 2013, The availability of the home system service (home care, severe home-visit care, action protection service) was 40% - 60% whereas the availability (ratio at request time for the supply decision time) of the visit system service (day care, work place, group home) was 80% - 70% on national average among services of area.

This was an investigation into research of 2015 which put off annual, but was the almost same ratio. In addition, as for the extended person targeted for the severe home-visit care that I carried out in research of 2015, it became clear to be 2%～7% degree of the whole user in the subjects of survey local government.

研究分野：社会学(社会福祉含)

キーワード：障害者総合支援法 地域生活 重度訪問介護 支給決定 利用率

1. 研究開始当初の背景

本研究は、①日本においては知的障害者の地域生活移行が遅れており、②移行状態の不十分さにより、家族の高齢化にともなう親の不安が依然として大きい、という社会状況を背景とする。

家族による介護を成人後の障害者にも前提としている日本の障害者福祉制度は、家族による介護の無償性、長期間化を放置してきた。これが「親亡き後問題」の要因である。日本においては親亡き後問題に対して入所施設が消極的選択肢として取られてきたが、障害者権利条約第 19 条に見られるように「地域生活」への権利が重要視され、障害種別にかかわらず、地域での生活が実現できるように当事者も行政も地域生活を推進している。

知的障害者の地域生活の充実のためには、①本人中心のケアマネジメント、②柔軟で安定的なサービス供給体制、③高齢化した親を含めた家族支援、の 3 点が重要である。

①の役割を果たすのが「パーソナルアシスタンス」と「本人中心支援組織」である。障害者総合支援法では、事業者供給モデル(provider oriented service)を採用しており、①、②の実現が困難となっている。③の親への支援は、①、②を充実させることで間接的に実現できると筆者は考えている。

本研究は、申請者が前年度まで受託を受けていた「知的障害者地域生活支援のためのダイレクトペイメント導入にむけた課題整理と検討(研究種目:若手研究(B)、研究期間:2011~2012、課題番号:23730528)の課題を発展させたものである。

知的障害者の地域生活の実現のためには、入浴、排泄、着替え、清拭、食事介助などの身体介護に加えて、意志決定や危険回避などの支援も合わせて、なおかつ必要ならば 24 時間の長時間の支援も必要である。現状では、知的障害者の在宅での身体介護は「居宅介護」、意志決定や危険回避は「行動援護」で支給決

定とサービス利用が行われている。しかし、どちらも 1 日の支給時間が身体介護 4 時間半、行動援護 7.5 時間と上限が決まっており、安定的な支援には時間が短い。

知的障害者の地域生活の実現には、現在の障害者総合支援法で定められている「重度訪問介護」の利用促進が最も適切であると筆者は考えている。

2. 研究の目的

本研究では、各自治体における障害者総合支援法の利用状況を明らかにすることである。特に、地域系サービス群(重度訪問介護、生活介護、居宅介護、行動援護、就労継続支援、共同生活援護)の支給状況、利用状況を中心に調査を実施した。

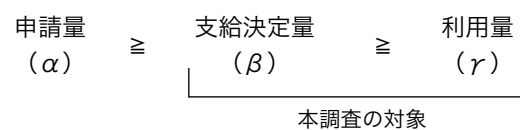
また重度訪問介護の重度身体障害者以外への対象拡大の影響がどの程度あるかについて、明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、主に 2 つの研究課題を実施した。

①2013 年度利用率調査(以下 2013 利用率調査)、②2015 年度利用率調査(以下 2015 利用率調査)、である。

利用率調査では、主に 3 つの変数を設定することが可能である。障害者総合支援法の利用者に対して、利用者が市町村に対して要求する(α)申請時間、市町村が利用者に対して個別サービスの(β)支給決定量、利用者が事業者を通じて実際にサービスを利用する(γ)利用量が存在する。 (α) 申請量、 (β) 支給決定量、 (γ) 利用量の関係は $\alpha \geq \beta \geq \gamma$ となる(図 1 参照)。



(α) に関しては、自治体への調査では明らかにならないので、今回は省略し、 (β) と (γ)

の比較を行う。

研究の方法については、それぞれの研究成果の項に記載する。

4. 研究成果

① 2013利用率調査

2013年利用率調査の概要を以下に示す。調査対象自治体は、2013年（平成25年）2月現在で重度訪問介護の制度利用者が200人以上存在する都道府県の市・区（郡部除く）である。郡部を省いた理由は、中根（2012）、（後述文献参照）で、郡部での重度訪問介護の利用者がほぼ存在しない、ということが明らかになっていたためである。対象となった都道府県は、北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県である（363自治体）。調査票の回収は134自治体であった（回収率36.9%）。

この調査によって明らかになったのは、訪問系サービス（居宅介護、行動援護、重度訪問介護）は、自治体の規模によって支給時間、支給人数の差が大きく、また利用率も全体的に低調である。特に居宅介護、行動援護の利用率は5割を下回っている。これはサービスを提供する事業者が政令市よりも一般市で少ない傾向にあるためと推測される。

通所系サービス（生活介護、就労継続支援、共同生活援助）にも自治体規模による支給日数・支給人数の差は存在するが、訪問系サービスよりはその差は少ない。また利用率は、生活介護・共同生活介護で約80%、就労継続支援で約70%と高い数値を示した。また利用率に自治体規模の影響がないことも特徴である。

行動援護が十分に利用者に活用されていない現状では、行動援護事業者のアセスメントやサービス提供の後の重度訪問介護の活用は、なされない可能性があるのではないかと。支給決定がなされても利用されない枠が存在することの要因の調査を継続的に行う必要が明らかになった。介護保険のように自己負担の

ない障害者総合支援法で「利用控え」が起こる理由は「過剰支給決定」か事業所の「供給能力不足」のどちらかの要因だと現状では推論している。

② 2015利用率調査

2015年利用率調査は、第2次障害者総合支援法の地域系サービスの支給決定量及び利用率調査、特に重度訪問介護の利用対象拡大後の支給決定、利用率の変化が主な調査実施内容である。2014年度末の計画では、第1次調査で協力をいただいた186自治体に対してすべて調査票を送る予定であったが、研究環境の変化の影響にて、京都府下自治体11箇所（京都市除く）と政令市6箇所（京都市、大阪市、横浜市、相模原市、名古屋市、堺市）の17自治体の配布に留まった。そのうち返送があったのは、京都府下自治体7箇所、政令市4箇所であった（回収率64.7%）。

地域系サービス（重度訪問介護、生活介護、居宅介護、行動援護、就労継続支援、共同生活援助）の利用率は概ね2013利用率調査とほぼ同様の数値であり、2013利用率調査の妥当性が追認された。

この調査で新たに追加した重度訪問介護対象拡大者の把握は、その把握を行っている自治体が8箇所、把握そのものを行っていない自治体が3箇所であり、またその人数も重度訪問介護支給決定者の総数比で2%～7%であり、対象拡大の効果そのものが拡大後2年を経ても限定的であることが明らかになった。

文献情報

中根成寿, 2012, 「重度訪問介護支給決定時間から見る障害者の地域生活支援制度の検討：京都府における重度訪問介護支給決定時間に関する調査から」『福祉社会研究』13:101-9.

5. 主な発表論文等（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 0 件）

〔学会発表〕（計 1 件）

- (1) 中根成寿, 2014 年 11 月 8 日－9 日,
「障害者総合支援法における地域系サービスの支給決定量及び利用率調査」、第 11 回障害学会大会、沖縄国際大学.

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

中根 成寿 (NAKANE NARUHISA)
京都府立大学・公共政策学部・准教授
研究者番号：40425038

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()